

全国治水砂防協会立山支部補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、治水砂防事業の意義や重要性について、若い世代に広く理解・啓発を図るため、学校行事等により「立山カルデラ砂防博物館」を利用して治水砂防に関する体験学習を行う児童生徒等に対し、諸経費の一部について助成を行うに必要な事項を定める。

(補助範囲)

第2条 全国治水砂防協会立山支部長（以下「支部長」という。）は、各種治水砂防の研修等を行う関係支部市町村の小中学校の生徒及び教職員に対し別表に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助を受けようとするもの（以下「補助者等」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて関係市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、教育委員会は支部長に申請（進達）するものとする。

- (1) 事業計画書又はこれに代る書類
- (2) 収支予算書又はこれに代る書類
- (3) その他支部長が必要と認める書類

(補助金の交付通知)

第4条 支部長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定額及び交付条件を定め、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第5条 補助者等は、交付決定の内容及びこれに附した条件その他支部長の指示に従い、善良な注意をもって事業を遂行しなければならない。

(補助金の実績報告)

第6条 補助者等は、補助事業が完了したときは、事業等の成果を記載した補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出し、教育委員会は支部長に報告（進達）するものとする。

- (1) 事業報告書又はこれに代る書類
- (2) 収支決算書又はこれに代る書類
- (3) その他支部長が必要と認める書類

(実 施)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付の対象、事業の内容又は補助金等の交付に関する事務の実施細目については、支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年2月1日から適用する。

別表（第2条関係）

補助交付先	補助内容	補 助 額
小中学校の生徒及び引率の教職員	立山治水砂防に係る現地学習及び研修	参加者1人200円 又は予算の範囲内